

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(その他の組織)</p> <p>第8条 第4条から第6条までに定めるもののほか、別表3第1欄に掲げる組織に、同表第2欄に掲げる総長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため、同表第3欄に掲げる組織又は職を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、当該組織又は職に関し必要な事項は、同表第4欄に掲げる者が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(特命事項を処理する組織等)</p> <p>第8条 第4条から第6条までに定めるもののほか、<u>総務担当の理事の下にデパートメントオフィスの設置準備に係る事務を処理させるため別表2の3に掲げるデパートメントオフィス設置準備室(以下「設置準備室」という。)</u>を置き、別表3第1欄に掲げる組織に同表第2欄に掲げる総長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため同表第3欄に掲げる組織又は職を置く。</p> <p>2 前項の設置準備室に室長を置く。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、当該組織又は職に関し必要な事項は、<u>設置準備室にあっては総務担当の理事が、別表3第3欄に掲げる組織又は職にあっては同表第4欄に掲げる者が定める。</u></p> <p>附 則 (令和7年達示第65号) この規程は、令和8年1月14日から施行する。</p> <p><u>別表2の3 (第8条関係)</u></p> <p><u>デパートメントオフィス設置準備室(文学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(教育学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(法学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(経済学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(人文学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(統合経済学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(数学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(物理・宇宙物理学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(地球惑星科学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(純正化学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(生物科学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(地球工学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(建築学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(物理工学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(電気電子工学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(工業化学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(農学資源経済学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(農芸化学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(生物生産環境学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(応用生物学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(エネルギー科学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(情報学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(生命科学系)</u> <u>デパートメントオフィス設置準備室(統合化学系)</u></p>

(後 略)

デパートメントオフィス設置準備室(医生物学系)
デパートメントオフィス設置準備室(エネルギー理工学系)
デパートメントオフィス設置準備室(生存圏科学系)
デパートメントオフィス設置準備室(防災学系)
デパートメントオフィス設置準備室(基礎物理学系)
デパートメントオフィス設置準備室(数理解析学系)
デパートメントオフィス設置準備室(複合原子力科学系)
デパートメントオフィス設置準備室(生態フィールド学系)
デパートメントオフィス設置準備室(基礎・社会医学系)
デパートメントオフィス設置準備室(臨床医学系)
デパートメントオフィス設置準備室(人間健康科学系)
デパートメントオフィス設置準備室(薬学系)
デパートメントオフィス設置準備室(IPS細胞学系)
デパートメントオフィス設置準備室(人間・環境学系)
デパートメントオフィス設置準備室(地域研究学系)